

政令第百九十四号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十六条第三項及び第四項並びに第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 第十六条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人

第七条第二項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第六項中「第九号」を「第十号」に改める。

第十四条第一項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第二項中「又は第十条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

第十五条中「又は同条第三項」を「、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者

は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

第二十条第一項第三号イ中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に、「又は大型化学高所放水車」を「大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」に改め、同号ニ中「第四項」を「第五項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項第四号イ中「第四項」を「第五項」に、「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「すべて」を「全て」に、「第十号に掲げるもの」を「第十一号に掲げるもの」に改め、同項第五号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十六条第二項中」を「第十六条第二項及び第三項中」に、「すべて」を「全て」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第一項第一号イ中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同項第五号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

現下の防災資機材の技術進歩に鑑み、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等に代えて消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けることができるようにする必要があるからである。